

各助成事業 ＊留意事項＊

一部の対象経費について留意事項

■ 1回の支出で1万円を超える経費（備品や謝礼など）は、支出の根拠を確認するため、事前前に「見積書」等の根拠資料のご提出をお願いします。

※ 1品あたりの金額が1万円以下であっても、同一物品を複数まとめて購入する場合も、同様に「見積書」の提出をお願いします。
（例：のぼり旗、ビブス等）



■ 個人名義のクレジットカードで立替払いをした場合は、その個人に対して会・団体から代金を支払った証明となる受領書を作成し、綴っておいてください。

『対象外経費』について、事前にご確認ください

① 家賃、電話料金及び水道光熱費等、団体を維持するために必要な経費



② 申請団体の活動に従事する構成員（運営側スタッフ）に支給する謝礼等



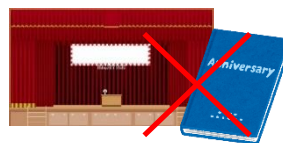
③ 特定の個人に帰属する経費（プロバイダ使用料、ZOOMアカウント料、運営側スタッフの資格研修費や受講料等）



④ 助成金の用途を明確にできない経費（領収書, 又はレシートがない, 領収書に支出の内訳が記入されていない等）



⑤ 記念事業（式典、出版等）への経費



⑥ 各種ポイントや、個人所有の金券で立替払いを行った際の支払い経費



⑦ 慶弔費



⑧ 事業に関係のない物品（ご自身の買い物など）と混在した領収書・レシートは認められません。くれぐれもご注意ください。



※上記は、東村山市社会福祉協議会助成事業・交付金からの支出はできません。

自己資金からの支出は可能ですが、新年度の事業開始前にいま一度、対象外経費についてご確認いただきますよう、お願いいたします。